

女性活躍推進事業について

女性活躍推進事業とは

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく地域における女性活躍推進の取組。具体的には以下のとおり。
- ・ 女性が自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする際に、その個性と能力十分に発揮できるようにすること。
- ・ 男性も女性も互いに協力し、家庭生活の役割を果たし、職業生活と家庭生活の継続的な両立が可能となること。

取組への留意点

- ・ 男女共同参画事業は、あらゆる分野で、男性も女性も活躍できるように支援するものであるのに対し、女性活躍推進事業は働きたい女性や働く女性が活躍できるように支援するもの。
- ・ 女性の視点を取り入れることで、女性が働きやすい職場作りにつなげる。

令和6年度の取組

- 女性活躍推進に向けたえるぼし認定制度周知案内
- ・ 市及び男女共同参画推進センターホームページへの制度案内の掲載
- ・ 調布市商工会内での「えるぼし認定」制度のパンフレット配架
- ・ 女性のための起業セミナーにおける周知案内
- ・ 産業労働支援センター主催の人材育成セミナー「人が辞めない、採用できる！組織作りのヒント」内における周知案内
- ・ 東京都女性活躍推進大賞特別賞を受賞した巴山建設（株）（市内えるぼし認定事業者）への取材及び取材内容の市ホームページへの掲載

令和6年度男女共同参画推進センター運営委員会での意見

- 事業者に対する「えるぼし認定」制度の周知
- 男女平等参画・女性活躍に伴うサポート制度の周知
- 「くるみん認定」制度の周知
- 女性活躍への意識啓発のため、個人向けの講演会やセミナー等の実施、ロールモデルの紹介
- 女性が活躍している企業の実情や女性が活躍するために必要なことをテーマとするパネルディスカッション